東京医療保健大学 毒物·劇物危害防止規程

(目的)

第1条 この規程は、毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号。以下「法」という。) 第2条に定める毒物及び劇物(以下「毒物劇物」という。) の管理に関する事項を定め、東京医療保健大学(以下「本学」という。) における毒物劇物による危害の発生を未然に防止することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において「毒物劇物」とは、法第2条に規定する毒物及び劇物をいう。
 - 2 この規程において「施設等」とは、毒物劇物を取り扱う実験室・研究室及び毒物劇物を保管する場所をいう。

(学長の責務)

- 第3条 学長は、本学における毒物劇物の管理に関し、最高責任者としての責務を負う。
 - 2 学長は、毒物劇物管理責任者(以下「管理責任者」という。)、毒物劇物学科管理責任者(以下「学科管理責任者」という。)、 毒物劇物取り扱い責任者(以下「取り扱い責任者」という。)及 び毒物劇物使用責任者(以下「使用責任者」という。)を指名する。

(毒物劇物管理責任者)

- 第4条 本学に毒物劇物を適正に保管・管理するため、管理責任者を1人置く。
 - 2 管理責任者は、本学における毒物・劇物の適正な管理に責任を負うものとし、次の業務を行う。
 - (1) 毒物及び劇物の取扱いに関し、総括的に管理監督すること。
 - (2) 毒物及び劇物の事故防止措置に関すること。
 - (3) 毒物及び劇物による危害発生及び危害発生のおそれがある場合の保健所、警察署、消防 署等関係機関への届け出に関すること。
 - (4) 毒物及び劇物等の処分に関すること。
 - 3 管理責任者が不在となる場合は、代理者を置くものとする。

(管理責任者等)

- 第5条 毒物劇物を取り扱うまたは保管する施設等を有する学科には、学科管理責任者を置く。
 - 2 管理責任者及び学科管理責任者は、本学及び学科における毒物劇物の管理が、この規程及び関係法令に従って適正に行われるよう、第6条に掲げる取り扱い責任者及び使用責任者を指導するものとする。
 - 3 学科管理責任者は、管理責任者の業務を補佐する。

(毒物劇物取り扱い責任者及び使用責任者)

- 第6条 施設等に取り扱い責任者及び使用責任者を置く。
 - 2 取り扱い責任者は、管理責任者が当該施設等を使用する教授、准教授、講師及び助教の内から学長が指名する。また、使用責任者は当該施設等を使用する助手の内から学長が指名する。

- 3 取り扱い責任者は、当該施設等における毒物劇物を管理し、当該毒物劇物の盗難、紛失、保管 庫の倒壊等を防止するため、必要な措置を講じなければならない。
- 4 使用責任者は、毒物劇物の使用に際し、受入、使用、保管、運搬、廃棄等の適正な管理に責任を負うものとする。
- 5 取り扱い責任者及び使用責任者は、所有する毒物劇物を適正に保管・管理するとともに、管理 責任者を補佐し、教職員及び学生等(以下「教職員等」という。)に対し、毒物劇物の安全な 取扱方法について指導、助言するものとする。
- 6 取り扱い責任者及び使用責任者は、当該施設等における毒物劇物を収納した保管庫の鍵を保管 する。
- 7 取り扱い責任者は、当該施設等において取り扱っている毒物劇物の種類及び使用量並びに規制 対象の有無を把握する。

(遵守義務)

第7条 毒物劇物を取扱う教職員等は、本規程を遵守しなければならない。

(毒物劇物報告書等)

- 第8条 取り扱い責任者及び使用責任者は、毒物劇物の受払いに当たっては、その都度毒物劇物管理簿 (様式第1号)に記載して在庫量及び使用量を把握し、それらの状況を明らかにするとともに、保管 している毒物劇物の数量を毎年1回、3月末に毒物劇物管理簿と照合の上、確認しなければならない。
 - 2 取り扱い責任者及び使用責任者は、前項で確認した毒物劇物の数量を毒物劇物使用状況報告書 (様式第2号)により、管理責任者に毎年5月1日までに報告しなければならない。
 - 3 管理責任者は、前項の毒物劇物使用状況報告書を1年間保存するものとする。

(毒物劇物の保管方法)

- 第9条 毒物劇物は、一般薬品とは区別し、金属製ロッカー等の専用の保管庫に保管すること。
 - 2 保管庫は、盗難等防止のため、施錠のできる構造とすること。
 - 3 保管庫及び容器には、外部から明確に識別できるよう「医薬用外」の文字及び毒物については 赤地に白色をもって「毒物」の文字を、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を 表示すること。
 - 4 保管庫及び容器は、地震等の災害による転倒防止等の措置を講じること。
 - 5 取り扱い責任者及び使用責任者は、毒物劇物の保管状況について毒物劇物自己点検表(様式第 3号)により、毎月1回定期点検を行なう。

(毒物劇物の盗難、紛失等)

- 第10条 取り扱い責任者及び使用責任者は、毒物劇物の盗難、紛失、その他不測の事態が生じた場合 は、直ちに管理責任者に届け出なければならない。
 - 2 管理責任者は、前項の届出があった場合は、速やかに学長に報告するものとする。

(毒物劇物の廃棄)

第11条 取り扱い責任者及び使用責任者は、毒物劇物の適正な管理に努め、廃棄する場合には、毒物 及び劇物取締法及びその他の関係法令に基づき適切に処理しなければならない。

(事故及び災害の防止)

- 第12条 教職員等は、毒物劇物による事故及び災害の発生を未然に防止することを心掛けるとともに、 毒物劇物の適正な保管・管理及び取扱いに細心の注意を払わなければならない。
 - 2 取り扱い責任者及び使用責任者は、保管・管理する毒物及び劇物が飛散し、漏れ、流れ出し、 しみ出し、又は地下等にしみ込み、保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、速やかに 管理責任者に届け出るとともに、その危害を防止するための必要な応急の措置を講じなければ ならない。
 - 3 管理責任者は、前2項の届け出を受けたときは、速やかに保健所、警察署等関係機関に連絡するとともに、学長に報告するものとする。

(応急措置及び緊急連絡体制)

第13条 容器の破損等による飛散、流出等の毒物劇物による事故の発生を知った教職員等は、緊急連絡網に基づき直ちに関係者に報告するとともに、毒物劇物による危害を最小限にとどめる措置を速やかに講じなければならない。

(教育及び訓練)

第14条 管理責任者は毒物劇物による保健衛生上の危害を未然に防止するため、教育及び訓練を行な う。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

別紙様式(第6、8、9条関係)

様式第1号 毒物劇物管理簿

様式第2号 毒物劇物報告書

様式第3号 毒物劇物自己点検表

毒物劇物管理簿

毒•	劇	物
	<i>17</i> 57 J	1/3

研究室名	
ᄢᇌᆂᄱ	

	品名コード	規格	%	学科管理責	任者名		
		単 位		取り扱い責任者名			
	合 計						
年 月 日	購入先または実験者名	購入量	使用量	残量	使用目的		

	<u></u>
	研究室名
印	学科管理責任者_
印	取り扱い責任者

毒物劇物使用状況(月報・年報)

毒•劇物

(年×月)

年度)

品名	単 位	前月(前年度) 繰り越し数量	購入数量	使用数量	残 量	備考

毒物劇物自己点検表

		•			•				•	
		•	•	•	•	•	•	•	•	•
	鍵の設備									
	常時施錠									
	表示									
保	固定									
保管庫	飛散·流失防止対策									
	他の物との区別									
	転倒防止									
	腐食の有無									
	移動時・異常事態の発生時の確認									
#u	「医薬用外劇物」の表示									
製品	「医薬用外毒物」の表示									
チェ	その他の表示									
ック	容器の異常									
	薬品数									
帳簿	管理簿									
· 伝 票	購入·廃棄伝票									
確認	取り扱い責任者									
印	使用責任者									

記事	F			